

昭和 31 年 1 月

滞納処分と強制執行等との
調整措置に関する要綱

租税徴収制度調査会

昭和31年1月27日

大蔵大臣 一万田尚登 殿

租税徴収制度調査会

会 長 我 妻 栄

昭和31年1月19日付蔵税第82号で諮問を受けた租税徴収制度改正の方策に関しては、目下慎重に検討中ではありますが、とりあえず滞納処分と強制執行等との調整に関する事項について、別紙のとおり答申いたします。

租税徴収制度調査会は、大蔵大臣の諮問に応じ、最近の諸情勢に即応すべき合理的な租税徴収制度の確立を期し、その改正につき鋭意検討を加えつつあるが、とりあえず、租税の滞納処分、民事上の強制執行等の手続において相互に二重差押をすることができることとするとともに、先に行つた手続の換価処分が遅滞している場合には、後に差押を行つた者からその促進を図ることができる制度について、その具体的方策を種々検討した結果、次の要綱により調整することを適当と認めたので、答申する。

滞納処分と強制執行等との調整措置に 関する要綱

第1 滞納処分と強制執行との競合

- 1 滞納処分（国税徴収の例による滞納処分を含む。以下同じ。）による差押をした有体動産及び不動産（不動産には船舶を含むものとし、以下これらの財産を「財産」という。）に対しても、強制執行による差押（競売開始決定を含む。以下同じ。）又は仮差押の執行ができるものとする。
- 2 強制執行による差押をした財産に対しても、滞納処分による差押をすることができるものとする。
- 3 滞納処分による差押をした後、強制執行による差押をした財産又は強制執行による差押をした後、滞納処分による差押をした財産については、後に行つた強制執行又は滞納処分による売却手続は、それぞれ次に掲げる場合に限り、行うことができる

ものとする。

(1) 滞納処分による差押が解除され、又は強制執行による差押が解除された場合（競売の申立が競落を許すことなく完結した場合を含む。以下同じ。）

(2) 第2に規定する強制執行を続行する旨の決定又は滞納処分の続行を承認する旨の決定があつた場合

4 先に行つた差押を解除した場合には、その解除した執行機関が収税官吏（収税官吏以外の者で滞納処分を執行する権限を有するものを含む。以下同じ。）であるときは、後に差押又は仮差押をした執行裁判所又は執行吏に、執行裁判所又は執行吏であるときは、後に差押をした収税官吏にそれぞれその旨を通知するものとし、あわせて、その差押をしていた財産のうちに占有物件があるときは、これを引き渡すものとする。なお、続行する旨の決定があつた強制執行又は続行を承認する旨の決定があつた滞納処分について、その差押を解除した場合においても、また同様の手続をするものとする。

5 仮差押の執行をした後、滞納処分による差押をした場合において、滞納処分による差押を解除した場合には、収税官吏は、4と同様の手続をするものとする。

6 滞納処分による公売代金について滞納者に交付すべき残余が生じたときは、収税官吏は、差押又は仮差押をしていた執行裁判所又は執行吏にこれを交付するものとする。

第2 公売及び競売の促進

1 公売の促進

- (1) 滞納処分による差押をした後、強制執行による差押をした場合において、相当期間内に滞納処分による公売が行われな
いときは、強制執行についての差押債権者又は執行力のある
正本により配当要求をした債権者（以下「差押債権者等」と
いう。）は、すみやかに公売すべきことを収税官吏に催告する
ことができるものとする。
- (2) 執行裁判所は、(1)の催告の効がない場合又は滞納処分の続
行の停止等の法律の規定により滞納処分を進めることができ
ない場合において、相当と認めるときは、差押債権者等の申
請により強制執行を続行する旨の決定（以下「続行決定」と
いう。）をすることができるものとする。
- (3) 執行裁判所は、続行決定をするについては、あらかじめ、
収税官吏の意見を聞くことを要するものとし、その決定をし
たときは、当該官吏にもその旨を通知しなければならないも
のとする。

2 競売の促進

- (1) 滞納処分による差押をした財産についての強制執行による
競売の期日は、やむを得ない事由がある場合を除き、差押債
権者等及び債務者の外、差押をした収税官吏の合意がなけれ
ば変更することができないものとし、変更する場合には、新
たな期日は、変更された期日から1箇月以内としなければな
らないものとする。

(2) 執行裁判所は、強制執行の停止又は中止があつた場合において、相当と認めるときは、収税官吏の請求により滞納処分の続行を承認する旨の決定をすることができるものとする。

3 続行決定があつた後において、強制執行の停止若しくは中止があつた場合又は続行を承認する旨の決定があつた後において相当期間内に滞納処分による公売が行われない等の場合には、1又は2に準じて競売又は公売の促進をすることができるものとする。

第3 不動産についての滞納処分と競売法による競売との調整措置についても以上に準ずる取扱いをするものとする。

